

令和2年12月15日

物品管理課長 中山 広信 殿
議会事務局総務課長 原田 和生 殿

議長用貴賓車、副議長用公用車についての質問

岩国を守る会“風” 南部博彦、津田利明

1 1月12日の貴職らとの面談により、次の事実が明らかになりました。

- ① 貴賓車の「センチュリー」は、皇族送迎用の貴賓車として約2千万円で購入した。
- ② これまでは、貴賓車、議長用、副議長の3台の「センチュリー」を所有し、貴賓車は物品管理課が、議長用、副議長用は議会事務局が管理していた。
- ③ この度、貴賓車を買替え、旧貴賓車は廃車とし貴賓車ともう1台の「センチュリー」の2台にし、すべての管理を物品管理課に移管した。
- ④ 貴賓車ともう1台の「センチュリー」は県部局の公用がなく空いていれば、議長と副議長が使用できる。
- ⑤ この使用分のガソリン代と運転手は議会が負担する。
- ⑥ 貴賓車の購入は物品管理課長の一存で決めた。

また、開示頂いた運転日誌によると、貴賓車は議長が、もう1台の「センチュリー」は副議長だけが、使用していること。旧議長用車の車番を変更して副議長用に転用したことも分かってきました。

質問

1. 以上のことからして貴賓車は議長用に、もう1台の「センチュリー」は副議長用に、専用されていることは、疑いのない事実と考えますが、間違いありませんか？
2. 貴賓車は報道によれば2090万円でスピーカー20個、マッサージ機能、モニターが装備されているとのことですが、このような特別装備を含め、その購入を物品管理課長の一存で決定されたとのことでしたが、物品管理課長の物品購入・決裁権限の上限はいくらですか。具体的な金額でお答えください。
3. 議長用、副議長用の公用車が「センチュリー」でないといけない理由を、具体的にお答えください。
4. 議長、副議長、県会議員が公用車の「センチュリー」を使用できる公務とはどのような用務ですか。

以上

連絡先：南部 博彦 〒741-0072 岩国市平田6-37-21
E-Mail: hnambu935@sky.megaegg.ne.jp

岩国を守る会「風」
南部博彦様、津田利明様

お世話になります。

令和2年12月15日付けでご質問をいただきました件について、下記のとおり回答させていただきます。

記

質問1について

貴賓車2台は、議長、副議長の専用車ではありません。
県全体で効率的な運用を行うため、県側で使用しない時は議会側へ貸し出しています。

質問2について

契約手続上の決裁については、600万円未満が物品管理課長で、600万円以上は、会計管理局長が決裁権者です。

質問3について

これまでの車両への信頼や運用実績を踏まえて、センチュリーを貴賓車としています。県側で使用しない時は議会側へ貸し出し、車両の有効活用を図っています。

以上、お答えいたします。

なお、質問4につきましては、別途、議会事務局からご回答をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

物品管理課長 中山広信